

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	600,000千円 -----	H24.3.16 東京で (同日)	日本側 横田順子在 大使 スントーン・サイ ラオス側 チャック外務副大 臣	H24.4.3 114号
ラオス	幹線道路周辺地区等の安全確保計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	幹線道路周辺地区等の安全確保計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	900,000千円 H27.4.30まで	H24.5.23 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 横田順子在 大使 トンルン・シー ラオス側 ト副首相兼外務大 臣	H24.6.5 200号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	242,000千円 H29.12.31まで	H24.5.23 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 横田順子在 大使 トンルン・シー ラオス側 ト副首相兼外務大 臣	H24.6.5 201号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。